

3.行動計画を達成するなど一定の条件を満たした企業は、認定が受けられ、「認定マーク」が活用できます【平成19年4月1日から認定開始】

◆「認定」とは

行動計画を策定し、その計画で立てた目標を達成するなど一定の要件(基準)を満たす場合には、申請を行うことにより、厚生労働大臣(具体的には都道府県労働局長)の認定を受けることができます。

◆「認定マーク」とは

この認定を受けた事業主は、「認定マーク」を広告や商品、名刺や封筒などにつけることができようになり、「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」であることを対外的にアピールすることができます(認定を受けていないのにこのマークを利用すると罰則が科せられます)。

認定マーク(愛称くるみん)



◆ポイント

行動計画を策定するのであれば、認定を受けて「認定マーク」を活用し、企業の内外にアピールしたほうが、中小企業にとってのメリットは大きいといえます。

認定を受けるには ▶ 認定の仕組みや手続きについては、21ページをご覧ください。

